

新潟県柏崎市介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の
額の算定に関する基準を定める要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第140条の63の2及び新潟県柏崎市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成29年4月1日施行）第8条の規定に基づき、指定事業者による第1号事業（新潟県柏崎市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例（平成29年条例第10号。）第4条第1号に規定する事業のうち、指定事業者（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45の3第1項に規定する市長が指定するものをいう。）が行う事業をいう。以下「指定第1号事業」という。）に要する費用の額の算定に関する基準について、必要な事項を定めるものとする。

(費用の額の算定)

第2条 指定第1号事業に要する費用の額は、別表に定める単位に10円を乗じて算定するものとする。

(委任)

第3条 この要綱の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の別表第3第10項及び第4第10項は、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年6月1日から施行する。

別表

指定第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準

第1 介護予防訪問介護相当サービス事業費

1 週当たりの標準的な回数を定める場合（1月につき）

- 1 週に2回を超える程度の場合 3,727単位

1月当たりの回数を定める場合（1回につき）

- 標準的な内容の介護予防訪問介護相当サービスである場合 287単位
- 短時間の身体介護が中心である場合 163単位

注1 利用者に対して、介護予防訪問介護相当サービス事業所（新潟県柏崎市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例施行規則（平成29年規則第27号。以下「施行規則」という。）第11条第1項に規定する介護予防訪問介護相当サービス事業所をいう。以下同じ。）の訪問介護員等（同項に規定する訪問介護員等をいう。以下同じ。）が、介護予防訪問介護相当サービス（施行規則第10条に規定する介護予防訪問介護相当サービスをいう。以下同じ。）を行った場合に、介護予防サービス計画（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画をいい、省令第83条の9第1号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。）及びケアプラン（介護予防サービス計画に相当するものをいう。以下同じ。）に位置付けられた標準的な回数又は内容で、それぞれ所定単位数を算定する。

注2 省令第22条の23第1項に規定する生活援助従事者研修課程の修了者が身体介護に従事した場合は、当該月において算定しない。

注3 2及び3については、1月につき、1に掲げる単位数の範囲で所定単位数を算定する。

注4 3については、身体介護（利用者の身体に直接接触して行う介助並びにこれを行うために必要な準備及び後始末並びに利用者の日常生活を営むのに必要な機能の向上等のための介助及び専門的な援助をいう。以下同じ。）が中心である介護予防訪問介護相当サービスを行った場合に所定単位数を算定する。

注5 介護予防訪問介護相当サービス事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは介護予防訪問介護相当サービス事業所と同一建物（以下この注において「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者（介護予防訪問介護相当サービス事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）又は介護予防訪問介護相当サービス事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）の利用者に対して、介護予防訪問介護相当サービスを行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定し、介護予防訪問介護相当サービス事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する利用者に対して、介護予防訪問介護相当サービスを行った場合は、所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める基準に該当する介護予防訪問介護相当サービス事業所が同一敷地内建物等に居住する利用者（介護予防訪問介護相当サービス事業所における1月当

たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。)に対して、介護予防訪問介護相当サービスを行った場合は、所定単位数の100分の88に相当する単位数を算定する。

注6 利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための以下の措置が講じられていない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。
- (4) 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

注7 感染症や非常災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。ただし、令和7年4月1日から適用する。

注8 別に厚生労働大臣が定める地域(平成24年厚生労働省告示第120号。以下「特別地域」という。)に所在する介護予防訪問介護相当サービス事業所(その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。)又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が介護予防訪問介護相当サービスを行った場合は、特別地域加算として、所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注9 別に厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域(平成21年厚生労働省告示第83号。以下「中山間地域等」という。)に所在し、かつ、1月当たり実利用者数が5人以下の介護予防訪問介護相当サービス事業所(その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。)又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が介護予防訪問介護相当サービスを行った場合は、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注10 介護予防訪問介護相当サービス事業所の訪問介護員等が、中山間地域等に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、介護予防訪問介護相当サービスを行った場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注11 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、介護予防訪問介護相当サービス事業費は、算定しない。

注12 1について、利用者がいずれかの介護予防訪問介護相当サービス事業所において介護予防訪問介護相当サービスを受けている間は、当該介護予防訪問介護相当サービス事業所以外の介護予防訪問介護相当サービス事業所が介護予防訪問介護相当サービスを行った場合に、介護予防訪問介護相当サービス事業費は、算定しない。

4 初回加算 200単位

注 介護予防訪問介護相当サービス事業所において、新規に訪問型サービス計画(施行規

則第46条第2号に規定する訪問型サービス計画をいう。以下同じ。)を作成した利用者に対して、サービス提供責任者(施行規則第11条第2項に規定するサービス提供責任者をいう。以下同じ。)が初回若しくは初回の介護予防訪問介護相当サービスを行った日の属する月に介護予防訪問介護相当サービスを行った場合又は当該介護予防訪問介護相当サービス事業所のその他の訪問介護員等が初回若しくは初回の介護予防訪問介護相当サービスを行った日の属する月に介護予防訪問介護相当サービスを行った際にサービス提供責任者が同行した場合は、1月につき所定単位数を加算する。

5 生活機能向上連携加算

(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100単位

(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位

注1 (1)について、サービス提供責任者が、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所(指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(以下「指定介護予防サービス基準」という。)第79条第1項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。)、指定介護予防通所リハビリテーション事業所(指定介護予防サービス基準第117条に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。)又はリハビリテーションを実施している医療提供施設(医療法(昭和23年法律第205号)第1条の2第2項に規定する医療提供施設をいい、病院にあっては、許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。以下同じ。)の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした訪問型サービス計画を作成し、当該訪問型サービス計画に基づく介護予防訪問介護相当サービスを行ったときは、初回の当該介護予防訪問介護相当サービスが行われた日の属する月に、所定単位数を加算する。

注2 (2)について、利用者に対して、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定介護予防訪問リハビリテーション(指定介護予防サービス基準第78条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。)、指定介護予防通所リハビリテーション(指定介護予防サービス基準第116条に規定する指定介護予防通所リハビリテーションをいう。以下同じ。)等の一環として当該利用者の居宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行する等により、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状況等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした訪問型サービス計画を作成した場合であって、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該訪問型サービス計画に基づく介護予防訪問介護相当サービスを行ったときは、初回の当該介護予防訪問介護相当サービスが行われた日の属する月以降3月の間、1月につき所定単位数を加算する。ただし、(1)を算定している場合は、算定しない。

6 口腔連携強化加算 50単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、市長に届け出た介護予防訪問介護相当サービス事業所の従業員が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び担当職員(指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号)第2条第1項に規定する担当職

員をいう。以下同じ。)、介護支援専門員(同条第2項に規定する介護支援専門員をいう。以下同じ。))又は第一号介護予防支援事業(法第115条の45第1項第1号ニに規定する第一号介護予防支援事業をいう。以下同じ。))に従事する者に対し、当該評価の結果の情報提供を行ったときは、口腔^{くわう}連携強化加算として、1月に1回に限り所定単位数を加算する。

7 介護職員等処遇改善加算

注1 別に厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号。以下同じ。))第130号に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た介護予防訪問介護相当サービス事業所が、利用者に対し、介護予防訪問介護相当サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) 1から6までにより算定した単位数の1000分の245に相当する単位数
- (2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) 1から6までにより算定した単位数の1000分の224に相当する単位数
- (3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 1から6までにより算定した単位数の1000分の182に相当する単位数
- (4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) 1から6までにより算定した単位数の1000分の145に相当する単位数

注2 令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、市長に届け出た介護予防訪問介護相当サービス事業所(注1の加算を算定しているものを除く。))が、利用者に対し、介護予防訪問介護相当サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等処遇改善加算(V)(1) 1から6までにより算定した単位数の1000分の221に相当する単位数
- (2) 介護職員等処遇改善加算(V)(2) 1から6までにより算定した単位数の1000分の208に相当する単位数
- (3) 介護職員等処遇改善加算(V)(3) 1から6までにより算定した単位数の1000分の200に相当する単位数
- (4) 介護職員等処遇改善加算(V)(4) 1から6までにより算定した単位数の1000分の187に相当する単位数
- (5) 介護職員等処遇改善加算(V)(5) 1から6までにより算定した単位数の1000分の184に相当する単位数
- (6) 介護職員等処遇改善加算(V)(6) 1から6までにより算定した単位数の1000分の163に相当する単位数
- (7) 介護職員等処遇改善加算(V)(7) 1から6までにより算定した単位数の1000分の163に相当する単位数
- (8) 介護職員等処遇改善加算(V)(8) 1から6までにより算定した単位数の1000分の158に相当する単位数

- (9) 介護職員等処遇改善加算（V）(9) 1から6までにより算定した単位数の1000分の142に相当する単位数
- (10) 介護職員等処遇改善加算（V）(10) 1から6までにより算定した単位数の1000分の139に相当する単位数
- (11) 介護職員等処遇改善加算（V）(11) 1から6までにより算定した単位数の1000分の121に相当する単位数
- (12) 介護職員等処遇改善加算（V）(12) 1から6までにより算定した単位数の1000分の118に相当する単位数
- (13) 介護職員等処遇改善加算（V）(13) 1から6までにより算定した単位数の1000分の100に相当する単位数
- (14) 介護職員等処遇改善加算（V）(14) 1から6までにより算定した単位数の1000分の76に相当する単位数

第2 柏崎市訪問型サービスA事業費

1 週当たりの標準的な回数を定める場合（1月につき）

- 1 1週に2回を超える程度の場合 2,857単位

1月当たりの回数を定める場合（1回につき）

- 2 生活援助が中心で所要時間20分以上45分未満の場合 179単位
- 3 生活援助が中心で所要時間45分以上の場合 220単位

注1 利用者に対して、訪問型サービスA事業所（施行規則第49条第1項に規定する訪問型サービスA事業所をいう。以下同じ。）の訪問型サービスA従事者（同項に規定する訪問型サービスA従事者をいう。以下同じ。）が、訪問型サービスA事業（施行規則第48条に規定する柏崎市訪問型サービスA事業をいう。以下同じ。）を行った場合に、介護予防サービス計画に位置付けられた標準的な回数又は内容で、それぞれ所定単位数を算定する。

注2 2及び3については、1月につき、1に掲げる単位数の範囲で所定単位数を算定する。

注3 単身の世帯に属する利用者又は家族若しくは親族（以下「家族等」という。）と同居している利用者であって、当該家族等の障害、疾病等の理由により、当該利用者又は当該家族等が家事を行うことが困難であるものに対して、生活援助（調理、洗濯、掃除等の家事の援助であって、これを受けなければ日常生活を営むのに支障が生ずる利用者に対して行われるものをいう。）が中心である柏崎市訪問型サービスA事業を行った場合に、現に要した時間ではなく、訪問型サービスA計画（施行規則第52条第1項に規定する訪問型サービスA計画をいう。以下同じ。）に位置付けられた内容の柏崎市訪問型サービスA事業を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。

注4 訪問型サービスA事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは訪問型サービスA事業所と同一建物（以下この注において「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者（訪問型サービスA事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）又は訪問型サービスA事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）の利用者に対して、柏崎市訪問型サービスA事業を行った場合は、所定単位数の1000分の90に相当する単位数を算定し、訪問型サービスA事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に5

0人以上居住する利用者に対して、柏崎市訪問型サービスA事業を行った場合は、所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める基準に該当する訪問型サービスA事業所が同一敷地内建物等に居住する利用者（訪問型サービスA事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）に対して、柏崎市訪問型サービスA事業を行った場合は、所定単位数の100分の88に相当する単位数を算定する。

注5 利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための以下の措置が講じられていない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

注6 感染症や非常災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。ただし、令和7年4月1日から適用する。

注7 特別地域に所在する訪問型サービスA事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の訪問型サービスA従事者が柏崎市訪問型サービスA事業を行った場合は、特別地域加算として、所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注8 中山間地域等に所在し、かつ、1月当たり実利用者数が5人以下の訪問型サービスA事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の訪問型サービスA従事者が柏崎市訪問型サービスA事業を行った場合は、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注9 訪問型サービスA事業所の訪問型サービスA従事者が、中山間地域等に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、柏崎市訪問型サービスA事業を行った場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注10 訪問型サービスA事業所の訪問型サービスA従事者が、中山間地域等に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、柏崎市訪問型サービスA事業を行った場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注11 1について、利用者が一の訪問型サービスA事業所において柏崎市訪問型サービスA事業を受けている間は、当該訪問型サービスA事業所以外の訪問型サービスA事業所が柏崎市訪問型サービスA事業を行った場合に、柏崎市訪問型サービスA事業費は、算定しない。

4 初回加算 200単位

注 訪問型サービスA事業所において、新規に訪問型サービスA計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者（施行規則第49条第2項に規定するサービス提供責任者をい

う。以下同じ。)が初回若しくは初回の柏崎市訪問型サービスA事業を行った日の属する月に柏崎市訪問型サービスA事業を行った場合又は当該訪問型サービスA事業所のその他の訪問型サービスA従事者が初回若しくは初回の柏崎市訪問型サービスA事業を行った日の属する月に柏崎市訪問型サービスA事業を行った際にサービス提供責任者が同行した場合は、1月につき所定単位数を加算する。

5 生活機能向上連携加算

(1) 生活機能向上連携加算 (I) 100単位

(2) 生活機能向上連携加算 (II) 200単位

注1 (1)について、サービス提供責任者が、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした訪問型サービスA計画を作成し、当該訪問型サービスA計画に基づく柏崎市訪問型サービスA事業を行ったときは、初回の当該柏崎市訪問型サービスA事業が行われた日の属する月に、所定単位数を加算する。

注2 (2)について、利用者に対して、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定介護予防訪問リハビリテーション、指定介護予防通所リハビリテーション等の一環として当該利用者の居宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行する等により、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状態等の評価を共同で行い、かつ、生活機能の向上を目的とした訪問型サービスA計画を作成した場合であって、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該訪問型サービスA計画に基づく柏崎市訪問型サービスA事業を行ったときは、初回の当該柏崎市訪問型サービスA事業が行われた日の属する月以降3月の間、1月につき所定単位数を加算する。ただし、(1)を算定している場合は、算定しない。

6 口腔^{くわう}連携強化加算 50単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、市長に届け出た訪問型サービスA事業所の従業員が、口腔^{くわう}の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び担当職員、介護支援専門員又は第一号介護予防支援事業に従事する者に対し、当該評価の結果の情報提供を行ったときは、口腔^{くわう}連携強化加算として、1月に1回に限り所定単位数を加算する。

7 介護職員等処遇改善加算

注 第1の7の注1及び注2を準用する。この場合において、「介護予防訪問介護相当サービス事業所」とあるのは「訪問型サービスA事業所」と、「介護予防訪問介護相当サービス」とあるのは「柏崎市訪問型サービスA事業」と読み替えるものとする。

第3 介護予防通所介護相当サービス事業費

1 週当たりの標準的な回数を定める場合 (1月につき)

1 事業対象者・要支援1 1,798単位

2 事業対象者・要支援2 3,621単位

1月当たりの回数を定める場合 (1回につき)

3 事業対象者・要支援1 436単位

4 事業対象者・要支援2 447単位

注1 旧指定介護予防サービス基準第97条に定める看護職員（看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）又は介護職員の員数を置いているものとして市長に届け出た介護予防通所介護相当サービス事業所（施行規則第55条第1項に規定する介護予防通所介護相当サービス事業所をいう。以下同じ。）において、介護予防通所介護相当サービス（施行規則第54条に規定する介護予防通所介護相当サービスをいう。以下同じ。）を行った場合に、介護予防サービス計画に位置付けられた標準的な回数又は内容で、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、1日当たりの介護予防通所介護相当サービスは1回までとし、また、利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が、別に厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成12年厚生省告示第27号。以下「厚生労働大臣が定める員数等の基準」という。）第1号に該当する場合は、厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

注2 利用者が事業対象者であって、介護予防サービス計画において、1週に1回程度の介護予防通所介護相当サービスが必要とされた場合については1又は3に掲げる所定単位数を、1週に2回程度又は2回を超える程度の介護予防通所介護相当サービスが必要とされた場合については2又は4に掲げる所定単位数を、それぞれ算定する。

注3 3については、1月に4回、4については、1月に8回を限度として、所定単位数を算定する。

注4 利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための以下の措置が講じられていない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

注5 感染症や非常災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。ただし、令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算適用しない。

注6 介護予防通所介護相当サービスの従業者（旧指定介護予防サービス基準第97条第1項に規定する介護予防通所介護従業者に相当する者をいう。）が、中山間地域等に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を超えて、介護予防通所介護相当サービスを行った場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注7 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、介護予防通所介護相当サービス事業費は、算定しない。

注8 1及び2について、利用者が一の介護予防通所介護相当サービス事業所において介護予防通所介護相当サービスを受けている間は、当該介護予防通所介護相当サービス事業所以外の介護予防通所介護相当サービス事業所が介護予防通所介護相当サービスを行った場合に、介護予防通所介護相当サービス費は、算定しない。

注9 介護予防通所介護相当サービス事業所と同一建物に居住する者又は介護予防通所介護相当サービス事業所と同一建物から当該介護予防通所介護相当サービス事業所に通う者に対し、介護予防通所介護相当サービスを行った場合は、次に掲げる単位数を所定単位数から減算する。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。

- (1) 1を算定している場合（1月につき） 376単位
- (2) 2を算定している場合（1月につき） 752単位
- (3) 3又は4を算定している場合（1回につき） 94単位

注10 利用者の居宅と介護予防通所介護相当サービス事業所間の送迎を行わない場合は、片道につき47単位（1を算定している場合は、1月につき376単位、2を算定している場合は、1月につき752単位）を減算する。ただし、注9を算定している場合は、この限りでない。

5 生活機能向上グループ活動加算 100単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、利用者の生活機能の向上を目的として共通の課題を有する複数の利用者からなるグループに対して実施される日常生活上の支援のための活動（以下「生活機能向上グループ活動サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、同月中に利用者に対し、栄養改善加算、口腔機能向上加算又は一体的サービス提供加算のいずれかを算定している場合は、算定しない。

- (1) 生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有するはり師又はきゅう師を含む。）その他介護予防通所介護相当サービス事業所の従業者が共同して、利用者ごとに生活機能の向上の目標を設定した通所型サービス計画（旧指定介護予防サービス基準第109条第2号に規定する介護予防通所介護計画に相当するものをいう。以下同じ。）を作成していること。
- (2) 通所型サービス計画の作成及び実施において利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の生活機能向上グループ活動サービスの項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者の心身の状況に応じた生活機能向上グループ活動サービスが適切に提供されていること。
- (3) 利用者に対し、生活機能向上グループ活動サービスを1週につき1回以上行っていること。

6 若年性認知症利用者受入加算 240単位

注 受け入れた若年性認知症利用者（介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要支援者となったものをいう。以下同じ。）ごとに個別の担当者を定めているものとして市長に届け出た介護予防通所介護相当サ

サービス事業所において、若年性認知症利用者に対して介護予防通所介護相当サービスを行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

7 栄養アセスメント加算 50単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た介護予防通所介護相当サービス事業所において、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント（利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。以下同じ。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、当該利用者が栄養改善加算又は一体的サービス提供加算の算定に係る栄養改善サービスを受ける間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。

- (1) 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。
- (2) 利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（以下「管理栄養士等」という。）が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。
- (3) 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。
- (4) 利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める員数等の基準第1号のいずれにも該当しない介護予防通所介護相当サービス事業所であること。

8 栄養改善加算 200単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、3月以内の期間に限り1月につき所定単位数を加算する。ただし、栄養改善サービスの開始から3月ごとの利用者の栄養状態の評価の結果、低栄養状態が改善せず、栄養改善サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。

- (1) 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。
- (2) 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。
- (3) 利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅を訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。
- (4) 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。
- (5) 利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める員数等の基準第1号のいずれにも該当しない介護予防通所介護相当サービス事業所であること。

9 口腔機能向上加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準第132号に適合しているものとして市長に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下

機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、3月以内の期間に限り1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、口腔機能向上サービスの開始から3月ごとの利用者の口腔機能の評価の結果、口腔機能が向上せず、口腔機能向上サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。

(1) 口腔機能向上加算（Ⅰ） 150単位

(2) 口腔機能向上加算（Ⅱ） 160単位

10 一体的サービス提供加算 480単位

注 介護予防通所介護相当サービス事業所が、利用者に対し、栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスをいずれも実施した場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、8又は9を算定している場合は、算定しない。

11 サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準第135号に適合しているものとして市長に届け出た介護予防通所介護相当サービス事業所が利用者に対し介護予防通所介護相当サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、利用者の区分に応じて1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）

ア 1又は3を算定している場合 88単位

イ 2又は4を算定している場合 176単位

(2) サービス提供体制強化加算（Ⅱ）

ア 1又は3を算定している場合 72単位

イ 2又は4を算定している場合 144単位

(3) サービス提供体制強化加算（Ⅲ）

ア 1又は3を算定している場合 24単位

イ 2又は4を算定している場合 48単位

12 生活機能向上連携加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準第15号の2に適合しているものとして市長に届け出た介護予防通所介護相当サービス事業所において、外部との連携により、利用者の身体状況等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、(1)については3月に1回を限度として1月につき、(2)については1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 生活機能向上連携加算（Ⅰ） 100単位

(2) 生活機能向上連携加算（Ⅱ） 200単位

13 口腔・栄養スクリーニング加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準第107号の2に適合する介護予防通所介護相当サービス事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に、次に掲げる区分に応じ、1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算

定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合にあっては算定しない。

- (1) 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ） 20単位
- (2) 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ） 5単位

1.4 科学的介護推進体制加算 40単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た介護予防通所介護サービス事業所が、利用者に対し介護予防通所介護サービスを行った場合は、1月につき40単位を所定単位数に加算する。

- (1) 利用者ごとのADL値（ADLの評価に基づき測定した値をいう。以下同じ。）、栄養状態、口腔機能、認知症（法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。以下同じ。）の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。
- (2) 必要に応じて通所型サービス計画を見直すなど、介護予防通所介護サービスの提供に当たって、(1)に規定する情報その他介護予防通所介護サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

1.5 介護職員等処遇改善加算

注1 別に厚生労働大臣が定める基準第136号に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た介護予防通所介護相当サービス事業所が、利用者に対し、介護予防通所介護相当サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は、算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 1から14までにより算定した単位数の1000分の92に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 1から14までにより算定した単位数の1000分の90に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 1から14までにより算定した単位数の1000分の80に相当する単位数
- (4) 介護職員処遇改善加算（Ⅳ） 1から14までにより算定した単位数の1000分の64に相当する単位数

2 令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、市長に届け出た介護予防通所介護相当サービス事業所（注1の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、介護予防通所介護相当サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(1) 1から14までにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数
- (2) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(2) 1から14までにより算定した単位数の1000分の76に相当する単位数
- (3) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(3) 1から14までにより算定した単位数の1000分の79に相当する単位数

- (4) 介護職員等処遇改善加算（V）(4) 1から14までにより算定した単位数の1000分の74に相当する単位数
- (5) 介護職員等処遇改善加算（V）(5) 1から14までにより算定した単位数の1000分の65に相当する単位数
- (6) 介護職員等処遇改善加算（V）(6) 1から14までにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数
- (7) 介護職員等処遇改善加算（V）(7) 1から14までにより算定した単位数の1000分の56に相当する単位数
- (8) 介護職員等処遇改善加算（V）(8) 1から14までにより算定した単位数の1000分の69に相当する単位数
- (9) 介護職員等処遇改善加算（V）(9) 1から14までにより算定した単位数の1000分の54に相当する単位数
- (10) 介護職員等処遇改善加算（V）(10) 1から14までにより算定した単位数の1000分の45に相当する単位数
- (11) 介護職員等処遇改善加算（V）(11) 1から14までにより算定した単位数の1000分の53に相当する単位数
- (12) 介護職員等処遇改善加算（V）(12) 1から14までにより算定した単位数の1000分の43に相当する単位数
- (13) 介護職員等処遇改善加算（V）(13) 1から14までにより算定した単位数の1000分の44に相当する単位数
- (14) 介護職員等処遇改善加算（V）(14) 1から14までにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数

第4 柏崎市通所型サービスA事業費

1週当たりの標準的な回数を定める場合（1月につき）

- 1 事業対象者・要支援1 1,618単位
- 2 事業対象者・要支援2 3,259単位

1月当たりの回数を定める場合（1回につき）

- 3 事業対象者・要支援1 392単位
- 4 事業対象者・要支援2 402単位

注1 施行規則に定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た通所型サービスA事業所（施行規則第72条第1項に規定する通所型サービスA事業所をいう。以下同じ。）において、利用者に対して、柏崎市通所型サービスA事業（施行規則第71条に規定する柏崎市通所型サービスA事業をいう。以下同じ。）を行った場合に、介護予防サービス計画に位置付けられた標準的な回数又は内容で、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、1日当たりの柏崎市通所型サービスA事業は1回までとする。

注2 1から4までについて、通所型サービスA事業所の利用者の数又は通所型サービスA従事者（施行規則第72条第1項に規定する通所型サービスA従事者をいう。以下同じ。）の員数が次の各号のいずれかに該当する場合は、所定単位数に1000分の70を乗じて得た単位数を用いて、この要綱の例により算定する。

- (1) 柏崎市通所型サービスA事業の月平均の利用者の数が施行規則第76条により準用した第60条の規定に基づき市長に提出した運営規程に定められている利用定員を超える

場合

(2) 柏崎市通所型サービスA事業の通所型サービスA従事者の員数が施行規則第72条に定める員数を置いていない場合

注3 利用者が事業対象者であって、介護予防サービス計画において、1週に1回程度の柏崎市通所型サービスA事業が必要とされた場合については1又は3に掲げる所定単位数を、1週に2回程度又は2回を超える程度の柏崎市通所型サービスA事業が必要とされた場合については2又は4に掲げる所定単位数を、それぞれ算定する。

注4 3については、1月に4回、4については、1月に8回を限度として、所定単位数を算定する。

注5 利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための以下の措置が講じられていない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

注6 感染症や非常災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。ただし、令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算適用しない。

注7 通所型サービスA事業所の通所型サービスA従事者が、中山間地域等に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を超えて柏崎市通所型サービスA事業を行った場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注8 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、柏崎市通所型サービスA事業費は、算定しない。

注9 1及び2について、利用者が一の通所型サービスA事業所において柏崎市通所型サービスA事業を受けている間は、当該通所型サービスA事業所以外の通所型サービスA事業所が柏崎市通所型サービスA事業を行った場合に、柏崎市通所型サービスA事業費は、算定しない。

注10 通所型サービスA事業所と同一建物に居住する者又は通所型サービスA事業所と同一建物から当該通所型サービスA事業所に通う者に対し、柏崎市通所型サービスA事業を行った場合は、次に掲げる単位数を所定単位数から減算する。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。

(1) 1を算定している場合（1月につき） 338単位

(2) 2を算定している場合（1月につき） 677単位

(3) 3又は4を算定している場合（1回につき） 85単位

注11 利用者の居宅と通所型サービスA事業所間の送迎を行わない場合は、片道につき42単位（1を算定している場合は、1月につき336単位、2を算定している場合は、1月につき672単位）を減算する。ただし、注10を算定している場合は、この限りでない。

5 生活機能向上グループ活動加算 100単位

注 次に掲げる基準のいずれにも適合しているものとして市長に届け出て、生活機能向上グループ活動サービスを行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、同月中に利用者に対し、栄養改善加算、口腔機能向上加算又は一体的サービス提供加算のいずれかを算定している場合は、算定しない。

(1) 通所型サービスA事業所の通所型サービスA従事者が、利用者ごとに生活機能の向上の目標を設定した通所型サービスA計画（施行規則第75条第1号に規定する通所型サービスA計画をいう。以下同じ。）を作成していること。

(2) 通所型サービスA計画の作成及び実施において利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の生活機能向上グループ活動サービスの項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者の心身の状況に応じた生活機能向上グループ活動サービスが適切に提供されていること。

(3) 利用者に対し、生活機能向上グループ活動サービスを1週につき1回以上行っていること。

6 若年性認知症利用者受入加算 240単位

注 受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めているものとして市長に届け出た通所型サービスA事業所において、若年性認知症利用者に対して柏崎市通所型サービスA事業を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

7 栄養アセスメント加算 50単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た通所型サービスA事業所において、利用者に対して、管理栄養士が通所型サービスA従事者と共同して栄養アセスメントを行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、当該利用者が栄養改善加算又は一体的サービス提供加算の算定に係る栄養改善サービスを受ける間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。

(1) 当該事業所の従業者として、又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。

(2) 利用者ごとに、管理栄養士が通所型サービスA従事者と共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。

(3) 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

(4) 1から4の注2までによる算定を行っていないこと。

8 栄養改善加算 200単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、栄養改善サービスを行った場合は、3月以内の期間に限り1月につき所定単位数を加算する。ただし、栄

養改善サービスの開始から3月ごとの利用者の栄養状態の評価の結果、低栄養状態が改善せず、栄養改善サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。

- (1) 当該事業所の通所型サービスA従事者として、又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。
- (2) 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士その他の通所型サービスA従事者が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。
- (3) 利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅を訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。
- (4) 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。
- (5) 1から4の注2までによる算定を行っていないこと。

9 口腔機能向上加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準第132号に適合しているものとして市長に届け出て、口腔機能向上サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、3月以内の期間に限り1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、口腔機能向上サービスの開始から3月ごとの利用者の口腔機能の評価の結果、口腔機能が向上せず、口腔機能向上サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。

- (1) 口腔機能向上加算（Ⅰ） 150単位
- (2) 口腔機能向上加算（Ⅱ） 160単位

10 一体的サービス提供加算 480単位

注 通所型サービスA事業所が、利用者に対し、栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスをいずれも実施した場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、8又は9を算定している場合は、算定しない。

11 サービス提供体制強化加算

注 1から4の注2までに該当しないものとして市長に届け出た通所型サービスA事業所が利用者に対し柏崎市通所型サービスA事業を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、利用者の区分に応じて1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）
 - ア 1又は3を算定している場合 88単位
 - イ 2又は4を算定している場合 176単位
- (2) サービス提供体制強化加算（Ⅱ）
 - ア 1又は3を算定している場合 72単位
 - イ 2又は4を算定している場合 144単位
- (3) サービス提供体制強化加算（Ⅲ）
 - ア 1又は3を算定している場合 24単位
 - イ 2又は4を算定している場合 48単位

1.2 生活機能向上連携加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準第15号の2に適合しているものとして市長に届け出た通所型サービスA事業所において、外部との連携により、利用者の身体^{くう}の状況等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、(1)については3月に1回を限度として1月につき、(2)については1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 生活機能向上連携加算（Ⅰ） 100単位

(2) 生活機能向上連携加算（Ⅱ） 200単位

1.3 口腔・栄養スクリーニング加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準第107号の2に適合する通所型サービスA事業所の通所型サービスA従事者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔^{くう}の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に、次に掲げる区分に応じ、1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合にあつては算定しない。

(1) 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ） 20単位

(2) 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ） 5単位

1.4 科学的介護推進体制加算 40単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た通所型サービスA事業所が、利用者に対し柏崎市通所型サービスA事業を行った場合は、1月につき40単位を所定単位数に加算する。

(1) 利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。

(2) 必要に応じて通所型サービスA計画を見直すなど、柏崎市通所型サービスA事業の提供に当たって、(1)に規定する情報その他柏崎市通所型サービスA事業適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

1.5 介護職員等処遇改善加算

注 第3の15の注1及び注2を準用する。この場合において、「介護予防通所介護相当サービス事業所」とあるのは「通所型サービスA事業所」と、「介護予防通所介護相当サービス」とあるのは「柏崎市通所型サービスA事業」と読み替えるものとする。